

望ましい司法制度にむけて

——ジェンダー・バランスからみた現代日本の裁判所

西川伸一
Nishikawa Shin-ichi

はじめに

人は性を選んで生まれることはできない。自分の努力で変えようもない事柄を理由に不利益が生じているとすれば、それは紛れもない差別である。

映画『主戦場』（米・2018）を二〇一九年六月に観た。歴史修正主義者の主張がいかに根拠のない言いがかりかを、見事に浮かび上がらせた作品だった。その最後のほうで、九五歳になる元日本兵が証言するシーンがある。そこで彼は「へいまの人には信じてもらえないだろうが、戦前は女性人間として扱われていなかった」と語った。これで思い出したのが、戦前の女性の名刺である。その前月にある方からみせてもらっていた。それらはいずれも男性の名刺の半分ほどのサイズでしかなかった。「半人前」であることを象徴していた。

この時代への反省として、法の下の平等を定めた日本国憲法一四条がある。しかし、制度が変わっても人びとの意識や社会のあり方はそう

容易には改まらない。それを印象的な数字で裏付けよう。各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数で、二〇一八年の日本のそれは一四九か国中一一〇位である。ただ、この指数作成に裁判所のデータは含まれていない。それは、現代日本の裁判所のジェンダー・バランスはどういう状況にあるのだろうか。以下、この点を取りわけ最高裁に焦点を当てて検討し、望ましい司法制度を構想する一助としたい。

1 女性裁判官が一人しかない最高裁判所

A 一時は三人まで増えた女性最高裁判事

最高裁判所には一五人の最高裁判官がいる。その内訳は職業裁判官出身者六人、弁護士出身者四人、学識経験者五人となっている。学識経験者五人は検察官出身者二人、官僚出身者二人、大学教員出身者一人とさらに細かく分けられる。こうした出身分野別構成は慣例に過ぎない。それでも、大学教員出身者が七〇歳の定年を迎えると、その後任には大学教員から選ばれるというように、枠は継承されていく。

戦前の最高裁にあたる大審院の裁判官は全員が職業裁判官であった。とはいえ、戦前の裁判所は行政官庁である司法省の外局的な扱いで、地位が低かった。戦後改革では司法権の独立を強化し、立法権・行政権と同等にすることが目指された。それゆえ最高裁は「極めて高度の国家機関」であることが望ましく、その裁判官には「高邁な者」「一流の人材」を集集させるべきだと主張された（西川 2009: 65）。従って、職業裁判官以外からもそれにふさわしい人物が最高裁判官に起用されるようになった。

もちろん、当時はジェンダー・バランスという考え方はなかった。一九四七年八月の最高裁発足当初一五人の裁判官は全員が男性である。しかし、驚くべきはその後四六年以上にわたって、その事態が変わらなかったことだ。最初の女性最高裁判事が誕生したのは、九四年二月である。細川護熙内閣が元労働省婦人少年局長の高橋久子を任命した。最高裁判事の任命権は内閣にある。政権交代にはやはり意味があるのだ。高橋は定年となる一九九七年九月まで最高裁

判事を務めた。ところが、その後任は男性だったため、再び最高裁判官は全員男性に戻ってしまった。二〇〇一年一月に旧厚生省出身で駐アイルランド大使の横尾和子が最高裁判事に就任し、女性最高裁判官が復活した。その後、横尾が二〇〇八年九月に依願退官すると、元労働省女性局長の櫻井龍子があとを襲い女性「一」は維持された。その際、櫻井は「一五人の裁判官で女性がゼロになります。どうかお願いします」と内閣の関係者から、就任の依頼を受けたという(二〇一九年四月二十九日付『読売新聞』)。

二〇一〇年四月には学者枠で岡部喜代子が就任し「二」に増え、二〇一三年二月には弁護士枠で鬼丸かおるが入って「三」になった。細川の抜擢人事から一〇年足らずで、三つの小法廷それぞれに女性最高裁判事が一人ずついる構成にこぎつけたのである。これが約四年間続いた。

B 夫婦同姓規定合憲判断にそって反論

彼女ら三人の存在感をみせつけたのが、二〇一五年一月一日の最高裁大法廷判決である。夫婦同姓を定めた民法七五〇条の規定が憲法に違反しないかが争われた。この規定をめぐって最高裁は初の判断を行い「合憲」とした。夫婦同姓は「社会に定着しており、家族の

姓を一つに定めることには合理性がある」。加えて、どちらの姓を選ぶかは当事者に委ねられているため、性差別には当たらないと判示された(二〇一五年一月七日付『朝日新聞』)。

「合憲」は二五人の最高裁判官のうち一人の多数意見であった。五人は「違憲」だとする意見を述べた。そして、三人の女性裁判官は全員これに与した。彼女たちはそろって、「九六%を超える夫婦が夫の姓を名乗っているのは、女性の社会的、経済的な立場や、家庭における立場の弱さなどが原因だ」と指摘した。その上で、離婚や再婚が増加し、家族形態が多様化しているとして、「現在において、姓が果たす意義や機能をそれほど重視することはできない。通称は便宜的なもので、公的な文書に使用できない場合があるという欠陥もある」と反論した(同日付『読売新聞』)。

退官後に櫻井はこの大法廷判決について、「差別を意識したことのない方との間で、判断に差が出た。バランスの取れた結論に女性是不可欠」と述べている。そのため「最高裁判事は少なくとも三人は女性が務めるべきだ」と付け加えた(二〇一九年四月八日「時事ドットコムニュース」)。

余談になるが、女性裁判官が三人いた時代に

は彼女たちによる「女子会」が開かれていたとすることである。それを明らかにした鬼丸によれば、「やはり女性同士だと何でも話せます。男女差の強い時代に働き続けた三人ですから、職業は違っていました。共感できることが多いですね。／櫻井裁判官は、女性一人だった時代が長いから、三人になって女子会ができるというのはすごく嬉しいと思ってるっしょるようです」(日本女性法律家協会 2014: 66)。

その櫻井は二〇一七年一月に定年退官する。後任は男性であったが、翌年一月に弁護士枠で宮崎裕子が入って「三」を回復した。けれども、二〇一九年二月に定年となった鬼丸の後任にも、同年三月に定年を迎えた岡部の後任にも男性が起用された。いまや女性最高裁判官は宮崎のただ一人になってしまった。

ところで、最高裁は二〇一七年六月に全国の裁判所の判決文などの裁判文書について、同年九月から署名する裁判官の旧姓使用を認めると発表した。宮崎は最高裁判事就任の会見で、「今まで弁護士として使ってきた旧姓を最高裁でも使う」と述べた(産経ニュース 二〇一八年一月九日)。旧姓を使用する初の最高裁判事になった。実は、前出の櫻井も労働省の官僚時代は旧姓使用で通していた。最高裁判事とし

てもそれを望んだと予想される。裁判所では二〇〇一年から内部の事務文書では旧姓を使用することができた。しかし、裁判関係文書は「作成権限を明確にする必要がある」として裁判官らに戸籍姓以外の使用を認めていなかった(二〇一七年六月二十九日付『毎日新聞』)。やむなくそれに従ったのである。

C 次の女性最高裁判事はだれか

話を元に戻そう。「女性活躍」は安倍晋三政権の看板政策である。女性最高裁判官が一人しかない事態がこのまま続くことは許されまい。現在の一五人の中で最も早く七〇歳の定年に達するのは山崎敏充である。二〇一九年八月三〇日に退官する。その後任には女性が起用されるであろうか。

山崎は職業裁判官枠であるので、女性職業裁判官で適任者がいるかにそれはかかっている。職業裁判官枠の最高裁判官の前職はほぼ例外なく高裁長官である。そこで、現在の八人里子名古屋高裁長官が浮かび上がる。彼女は一九五五年五月二日生まれなので、高裁長官の定年年齢である六五歳に達するのは、二〇二〇年五月一日である。従って、山崎の定年時点で

まだ現職である。一方で、山崎以外の五人の職業裁判官出身の最高裁判官は綿引の定年年齢到達時点ではまだ定年に届かない。今回が最大のチャンスとなる。

一七八九年設置という長い歴史をもつアメリカ連邦最高裁でも、九人からなる判事のうち女性判事が誕生したのは一九八一年のことであった。その連邦最高裁でいまは三人が女性判事である。九人の判断傾向は五人が保守、四人がリベラルであり、女性判事は三人ともリベラル派とみなされている。

一九九三年八月に就任したルース・バイダー・ギンズバーグは最近、映画『ピリプ 未来への大逆転』(米・2018)や映画『R.B.G. 最強の85才』(米・アメリカ)で主人公として取り上げられている。彼女はアメリカの法律に類出する「ON THE BASIS OF SEX」(映画『グリープ』の原題)を根拠とした女性に対する差別を、粘り強く撤廃させていった。二〇〇九年八月就任のソニア・ソトマイヨールは、初のヒスパニック系連邦最高裁判事である。昨年回想録を出版した(ソトマイヨール 2018)。二〇一八年六月に連邦最高裁は、トランプ政権による中東・アフリカからの入国規制令を支持する判決を言い渡した。保守派とリベラル派が五対四で分か

れたきわどい判断だった。ソトマイヨールは大統領選中のトランプの発言を引いて強く反対した。マイノリティとしての彼女の出自も無関係ではあるまい。

このようなアメリカの女性連邦最高裁判事の活躍は、櫻井が指摘する「バランスの取れた結論に女性是不可欠」を証明している。まずは各小法廷に一人ずつ、やがては二人ずつと女性最高裁判官が増えていけば、日本の司法は男性偏重司法からナチュラルに変わっていく。

2 女性長官が一人しかない高等裁判所

上述のとおり、最高裁判官の出身枠比率は職業裁判官六・弁護士四・学識経験者五と慣例的に決まっている。女性最高裁判官を増やすには、まだ女性就任者が一人もない職業裁判官枠で最低二人は女性を起用する必要がある。加えてこれも指摘したように、職業裁判官の最高裁判官の前職は高裁長官である。ということとは、女性最高裁判官を増やすためには、高裁長官に就く女性裁判官を増やさなければならぬ。高裁長官ポストは全国に八つある。ところが、高裁長官になった女性裁判官はこれまで四人しかない。次の表1のとおりである。

野田が一九八七年に初の女性高裁長官になっ

表1：女性高裁長官就任者

	氏名	就任高裁長官	就任	退任	備考
1	野田 愛子	札幌高裁	1987.1.28	1987.11.30	依願退官
2	一宮なほみ	仙台高裁	2011.1.11	2013.6.13	依願退官
3	安藤 裕子	高松高裁	2014.10.2	2015.3.16	定年退官
4	綿引万里子	札幌高裁	2016.4.19	2018.9.6	
		名古屋高裁	2018.9.7	○	現職

筆者作成。

キャリアパスをみると、最高裁事務総局行政局の局付判事補、最高裁調査官、および司法研修所教官といったエリートポストを歴任している。わけでも、司法行政の司令塔である最高裁事務総局での勤務経験は大きい。とはいえ、最高裁裁判官に至る必須ポストの最高裁事務総長、司法研修所長、最高裁首席調査官、および法務省民事局長のいずれかに就いたことはない。ただ、現在の六人の職業裁判官枠の最高裁裁判官のう

て以降ずっと女性の起用はなく、一宮が二〇一一年に二四年ぶりに就いた。その後は比較的コンスタントに女性が着任している。現職の綿引は女性ではじめて高裁長官ポストを二か所経験している。他の三人は当該高裁長官ポストで退官した。綿引が裁判官に任官してからのキ

ち二人にもその経歴はない。二〇一九年八月に定年退官する山崎は民事裁判官であり、綿引も同じである。初の職業裁判官枠からの女性最高裁裁判官が誕生する可能性は、高いと考えられる。

問題はそれが続くかである。綿引は札幌高裁長官の前は東京高裁部総括判事であった。部とは裁判所における事件を担当するユニットのことである。裁判官はいずれかの裁判所のいずれかの部に配属される。一つの部には三人から五人くらいの裁判官が所属している。部総括判事とはその部のトップであり、三人で審理される合議審では裁判長を務める。綿引は東京高裁部総括の前は横浜家裁所長であった。すなわち、地家裁所長から高裁部総括に進んでいる女性裁判官がいれば、高裁長官さらには最高裁入りする可能性がある。その該当者を列挙したのが表2である。

高裁長官、判事、判事補の定年は六五歳である。1の江口は一九五五年二月二六日生まれなので、もしいま高裁長官に上がったとしても一年未満しか在職できない。これでは最高裁入りは不可能である。2の後藤は一九五五年六月二四日生まれであるから、やはり最高裁まで達するのは無理だろう。3の高部が就いている知

表2：高裁長官就任の可能性のある現職女性裁判官

	氏名	生年	現職	地家裁所長歴	それまでの主要経歴
1	江口とし子	1955	大阪高総括	長崎地裁	民事局付、司研教官
2	後藤真理子	1955	東京高総括	熊本地裁	最高裁調査官
3	高部真規子	1956	知財高所長	福井地家裁	最高裁調査官
4	秋吉 仁美	1958	東京高総括	さいたま家裁	裁判所職員総合研修所長
5	白石 史子	1958	東京高総括	京都家裁	司法制度改革推進室長

筆者作成。「司研教官」は司法研修所教官、「知財高所長」は知的財産高裁所長。並びは司法修習期順。

的財産高裁所長は「上がり」ポストである。高部の前五人の所長はいずれもここで定年退官している。高部もその含みでの就任とみられる。残るは、4の白石と5の秋吉の二人となる。両者ともキャリアパスは綿引より見劣りがする。果たして最高裁までたどり着けるか。

結局のところ、高裁長官にはこの五人のうちだれかが就任するであろう。しかし、それを経ての最高裁裁判官への道は相当に険しい。短期的には、女性最高裁裁判官の増加は弁護士枠と学識経験者枠での起用に期待するほかなさそうである。

表3：現職女性地家裁所長

	氏名	生年	現職	それまでの主要経歴
1	稲葉 重子	1955	神戸家裁所長	松江地家裁所長、奈良地家裁所長
2	原 道子	1957	新潟家裁所長	
3	石栗 正子	1959	函館地家裁所長	
4	遠藤 真澄	1959	那覇家裁所長	
5	近藤 宏子	1960	静岡家裁所長	司法研修所教官
6	本多久美子	1961	鳥取地家裁所長	弁護士任官

筆者作成。並びは司法修習期順。

地家裁所長経験はないが司法行政の幹部ポストに就いている女性裁判官を探してみよう。すると、手島あさみ最高裁事務総局家庭局長（一九六二生）が有力候補者として浮上する。最高裁事務総局には総務局長、人事局長、

経理局長、民事局長兼行政局長、刑事局長、そして家庭局長の六ポストがある。日本国憲法下で司法修習を終えた裁判官でみると、のべ八五人がこれらに就いてきたが、女性の局長は手島がはじめてである。手島は事務総局民事局の局付判事補を経験し、民事局の課長を二ポスト、さらには情報政策課長にも就いている。エリート司法官僚として養成されたことがキャリアパスから読み取れる。一方で、歴代家庭局長経験者で最高裁裁判官に就いた者はいない。今後、手島が事務総局の別の局長となり地家裁所長↓東京高裁部総括↓高裁長官と進めば、最高裁裁判官への途が開かれる望みがある。

西川（2010）で明らかにしたように、幹部裁判官人事にはいくつかの慣例が確立されている。職業裁判官枠で最高裁裁判官に至るには、前述のとおり、最高裁事務総長、司法研修所長、最高裁首席調査官、および法務省民事局長のいずれか（拙著では「要職四ポスト」と呼称）と高裁長官の勤務経験がほぼ必須である。ところが、高松高裁長官からは最高裁に進めない。最高裁事務総局の六つある局長ポストは最高裁への登竜門ポストだが、家庭局長経験者は最高裁入りしたことはない。女性裁判官はこれらガラ

表3である。六人のうちで最高裁事務総局に勤務経験のある者はいない。その点ですでに彼女たちが最高裁入りできる見通しは暗いと考えざるを得ない。そこで、年次をもっと下げて、まだ地家裁所長経験はないが司法行政の幹部ポストに就いている女性裁判官を探してみよう。

判官人事にはいくつかの慣例が確立されている。職業裁判官枠で最高裁裁判官に至るには、前述のとおり、最高裁事務総長、司法研修所長、最高裁首席調査官、および法務省民事局長のいずれか（拙著では「要職四ポスト」と呼称）と高裁長官の勤務経験がほぼ必須である。ところが、高松高裁長官からは最高裁に進めない。最高裁事務総局の六つある局長ポストは最高裁への登竜門ポストだが、家庭局長経験者は最高裁入りしたことはない。女性裁判官はこれらガラ

の天井に阻まれてきた。「要職四ポスト」には女性は就いたことがなく、高裁長官就任者も四人にとどまる。事務総局の局長にはようやく二〇一八年九月に一人目が起用された。それでも、次頁の表4に明らかのように、この一〇年で女性裁判官は着実に増えてきた。裁判官に限らず、「司法分野においては女性の割合が順調に増加していることは評価すべきである」（平山 2018: 233）。直近の数字では裁判官の四人に一人は女性である。女性の漸増傾向は今後も続き、合議審では女性裁判官が少なくとも一人は入るのが通常の光景になろう。とすれば、長期的には上記の最高裁への必須ポストに女性裁判官が就くであろうし、またガラスの天井が破られてこれらに就かずとも最高裁入りする女性裁判官が現れるに相違ない。

おわりに

望ましい司法制度のあり方について、最高裁のジェンダー・バランスを中心に考察してきた。もちろん、女性裁判官が増えればすべてが解決するといった単純な事柄ではない。長年の男性偏重司法が積み重ねてきた固定観念には、ジェンダーに基づいたバイアスが相当に含まれている。たとえば、離婚事件では子どもの親権をめ

3 裁判官の四人に一人が女性の時代では、より中期的に考えてみよう。七一ある地家裁所長ポスト（地裁所長二一、家裁所長二一、地裁所長兼家裁所長二九）のうち、女性所長はどこに何人いるのか。それを示したのが表3である。

手島は事務総局民事局の局付判事補を経験し、民事局の課長を二ポスト、さらには情報政策課長にも就いている。エリート司法官僚として養成されたことがキャリアパスから読み取れる。一方で、歴代家庭局長経験者で最高裁裁判官に就いた者はいない。今後、手島が事務総局の別の局長となり地家裁所長↓東京高裁部総括↓高裁長官と進めば、最高裁裁判官への途が開かれる望みがある。

の天井に阻まれてきた。「要職四ポスト」には女性は就いたことがなく、高裁長官就任者も四人にとどまる。事務総局の局長にはようやく二〇一八年九月に一人目が起用された。それでも、次頁の表4に明らかのように、この一〇年で女性裁判官は着実に増えてきた。裁判官に限らず、「司法分野においては女性の割合が順調に増加していることは評価すべきである」（平山 2018: 233）。直近の数字では裁判官の四人に一人は女性である。女性の漸増傾向は今後も続き、合議審では女性裁判官が少なくとも一人は入るのが通常の光景になろう。とすれば、長期的には上記の最高裁への必須ポストに女性裁判官が就くであろうし、またガラスの天井が破られてこれらに就かずとも最高裁入りする女性裁判官が現れるに相違ない。

西川伸一 著

覚せい剤取締法の政治学

—覚せい剤が合法的だった時代があった—

戦後直後、大きな社会問題となっていた覚せい剤。覚せい剤取締法の成立過程を追いながら、政治の現実に分け入る。

プロローグ 観てはいけない！「実録・私設銀座警察」

第1章 憂鬱からの逃走

第2章 覚せい剤の薬効、表記法、そしてルート

第3章 覚せい剤の戦中と戦後

第4章 覚せい剤取締法案が参議院で可決されるまで

第5章 覚せい剤取締法の成立

第6章 二度改正された覚せい剤取締法

エピローグ ぜび観てほしい！「ヤクザと憲法」

あとがき

ISBN978-4-904350-49-2 C0031
2200円 (+税)

城山三郎

『官僚たちの夏』の政治学

—官僚制と政治のしくみ

城山三郎『官僚たちの夏』をベースに日本の官僚制の実態を浮き彫りにし政治のしくみを解明する。

プロローグ—「官僚たちの夏」と私

第一章 人事カード

第二章 大臣秘書官

第三章 対立

第四章 登退庁ランプ

第五章 権限争議

第六章 冬また冬

第七章 春そして秋

あとがき



ロゴス

ISBN978-4-904350-35-5
C0031
2000円 (+税)

TEL03-5840-8525 FAX03-5840-8544

表4：2009年～2018年の女性裁判官の実員数

	裁判官 実員数 (a)	女性裁判官 実員数 (b)	(a)/ (b)
2009	3,308	570	17.2
2010	3,364	596	17.7
2011	3,407	620	18.2
2012	3,449	648	18.8
2013	3,467	670	19.3
2014	3,484	703	20.2
2015	3,525	703	19.9
2016	3,525	733	20.8
2017	3,502	755	21.6
2018	3,463	865	25.0

簡易裁判所判事も含む。a)/ (b)は小数点第2位を四捨五入。出典：女性裁判官実員数は『裁判所データブック』各年版、2009年～2014年の裁判官実員数は木佐（2016: 64）、2015年～2019年は筆者の開示申出（2019.1.19付と1.24付）により最高裁が2019年2月20日付で開示した司法行政文書による。女性裁判官実員数の基準日については、2009年～2014年は当該年4月15日現在、2015年以降は前年12月1日現在。裁判官実員数の基準日は当該年12月1日現在。

親の養育費支払い義務があります。父子家庭では児童扶養手当も支給されません。法律制度自体が父子家庭を前提としていないんですよ」（棚村・色川 2009：100-101）。また、「ON THE BASIS OF SEX」の差別である。女性裁判官を増やすと同時に、これら司法におけるジェンダー・バイアスを一つひとつ改める作業も求められている。（文中敬称略）

参考文献

泉徳治ほか（2017）『一歩前へ出る司法』日本評論社。

木佐茂男（2016）『司法改革と行政裁判』日本評論社。

最高裁判所事務総局編『裁判所データブック』（各年版）法曹会。

全裁判官経歴総覧編集委員会編（2010）『全裁判官経歴総覧 第五版 期別異動一覽編』公人社。

ソニア・ソトマイヨール、長井篤司訳（2018）『私が愛する世界』亜紀書房。

棚村政行・色川雅子（2009）「家事事件とジェンダー」第二東京弁護士会 両性の平等に関する委員会／司法におけるジェンダー問題諮問会議『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』改訂版』明石書店。

西川伸一（2009）「最高裁のルーツを探る」『政経論叢』七八巻一・二号。

——（2010）『裁判官幹部人事の研究』五月書房。

『日本女性法律家協会会報』（2014）五二号。

平山真理（2018）「法はジェンダー問題にどのように出会うか」宮沢節生ほか『ブリッジブック 法システム入門』信山社。

（にしかわ・しんいち／明治大学教授）